

平成 28 年 3 月

山形市城西町三丁目 1 3 番 7 号

学校法人 山本学園

学校法人山本学園 寄付金のお願について

1. 寄付金の目的について

学校法人山本学園では、本学園における教育・保育の質および環境のさらなる充実のために、今般、個人や法人企業の皆様に、寄付金のお願いをさせていただくことになりました。

本学園では、今までの 100 年の歴史とこれから 100 年の未来を見据え、ご支援をいただきます寄付金を最大限有効に活用させていただき、有為な人材の育成を通して、広く社会に貢献してまいりたいと考えております。

つきましては、個人（卒業生、在校生・在校園児の保護者の皆様、教職員および一般有志の皆様など）および、法人・企業・各種団体等の皆様におかれましては、なにとぞご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 寄付金の使途について

皆様からご支援をいただきました寄付金については、今後の教育環境の整備、教育の質のさらなる向上等に利用させていただきます。

3. 募集期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 寄付金の種別

1) 個人の皆様の寄付金

1 口につき 3,000 円

2) 法人・団体の皆様の寄付金

1 口につき 10,000 円

(1 口以上のご寄付をお願いいたします。)

5. 税制上の優遇措置について

ご寄付につきましては、個人の皆様は所得税法にて、法人の皆様は、法人税法による優遇措置が受けられます。

1) 個人の皆様の場合

本学園の寄付に対しては、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

なお、確定申告の際は、所得控除と税額控除制度のうち、寄付された方（納税者）がどちらか一方の制度を選択することができます。

2) 法人の皆様の場合

寄付金額が寄付を行った事業年度の損金に算入され、法人税法上、次の優遇措置のいずれかを選択できます。

(1) 特定寄付金

- ①文部科学省の「特定公益増進制度」を利用しての寄付となります。
- ②一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、これと同額まで損金として算入できます。
- ③この制度による寄付金の損金算入は、本学園が発行する「寄付金の領収書」と「特定公益増資法人証明書（写）」が手続きの際必要となりますが、寄付金が本学園にご入金され次第、書類をお送りいたします。

(2) 受配者指定寄付金

- ①日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入できます。
- ②損金の算入の手続きには、事業団発行の「寄付金の受領書」が必要となりますが、その書類は、事業団から本学園を通じて寄付者にお送りいたします。

6. その他、寄付のお申込み方法等について

詳細につきましては、学校法人山本学園 寄付金担当（法人本部 経理部）までご相談ください。

〒990-0832 山形県山形市城西町三丁目13番7号

Tel : 023-643-0358

Fax : 023-643-0322

E-Mail : info@yamamotogakuen.ac.jp

以上